

## はじめに（改訂第7版）

### ■「千葉県協働推進マニュアル（旧：千葉県パートナーシップマニュアル）」作成の趣旨

近年の少子高齢化の急速な進行や個人志向の高まりなどによって、市民ニーズはますます多様化するとともに複雑で様々な地域課題が発生しています。県行政はそれらに的確に対応し、より豊かな千葉県を実現していくことが求められています。

そのためには、県行政が様々な主体と協力して公共サービスを提供していく必要がありますが、中でも市民活動団体（NPO）は、多様化する市民のニーズへの担い手として期待され、県内においても年々多彩な市民活動団体の活動が展開されるようになってきています。

そこで、県では行政が市民活動団体とのより良い協力関係を築いていくための統一したルールとして、平成16年2月に本マニュアルを作成し、以降市民活動を取り巻く社会環境などの変化に応じて改訂を行ってきました。

本書の作成以降、行政と市民活動団体との協働推進のための様々な事業が行われ、県職員においても市民活動団体に対する理解が深まりつつあり、県内で行政と市民活動団体をはじめとした地域の多様な主体との協働による取組は増加傾向にあります。

しかし、業務に市民活動団体との「協働」という手法を取り入れる際の考え方や進め方については、職員の知識や経験が不足しているといったこともあり、協働を難しいと感じて躊躇するなど、協働の効果を十分に発揮できずにいることもあります。

### ■マニュアルの活用に向けて

そこで、県職員にあっては、「行政単独での事業効果に限界を感じている」「市民ニーズに対応できる事業をやりたい」「協働を進めたいと思うが具体的な手順や注意点がわからない」など、今までのやり方を変えてみたいと考える上で、ぜひ本書を活用してもらいたいと思います。

本書では、市民活動団体をはじめ、企業・大学・地縁団体等との協働のあり方を説明しています。これらの多様な主体を対象として、より効果的なサービスが提供できる相手を選択し、ともに課題解決や地域づくりに効果を発揮していくための手助けとなれば幸いです。

また、市町村の職員の皆様におかれましてもこのマニュアルを参考にし、市町村行政と市民活動団体との協働の推進にお役立ていただけたらと願っています。

令和6年4月





# — < 目 次 > —

## マニュアルを読む前に（言葉の定義）

- 『協働』
- 『市民活動団体（NPO）』
- 『千葉県県民活動推進計画』

## 第1章 市民活動団体との協働の意義

- 1 なぜ「協働」が必要なのか？ 2
- 2 協働にはどのような効果があるのか？ 3
- 3 協働を進めるときに気をつけることは？ 5
  - (1) 押さえておくべき協働のポイント！ 5
  - (2) 行政と市民活動団体の特性を知ろう 7
  - (3) 「協働」と「支援」「外部委託」の違いを理解しよう 8
- 4 県における協働推進体制 10
  - (1) 協働推進のための組織 10
  - (2) 情報提供・相談窓口 11

## 第2章 協働事業の進め方

- ▶ 進め方のフロー図 12
- STEP1 課題解決に向けての事業の検討 13
  - ★ 協働により効果が高まることが期待できる事業 13
- STEP2 適切な事業形態の選択 14
  - 協働事業の形態一覧（各形態の内容とメリット） 14
- STEP3 事業パートナーの選択 17
  - 《公募の場合の進め方》
- STEP4 事業の実施～完了 22
- STEP5 事業の評価・見直し 23
  - 事業評価のためのガイドライン 24
  - 協働事業の評価プロセス 25
  - 事業評価に係る資料（協働事業自己評価チェックシート） 26



## 第3章 事例紹介・Q&A・トラブルシューティング

28

1	事例紹介	28
(1)	情報交換・意見交換（自主防犯ボランティア団体との協働事業）	29
(2)	企画立案への参画（市民活動推進のための指針作成の取組）	30
(3)	事業協力（交通安全推進隊育成支援事業）	31
(4)	実行委員会（環境保全活動の推進に関する取組）	32
(5)	補助（湖沼における外来水生植物防除事業補助金）	33
(6)	委託（H I Vに関する相談事業に関する取組）	34
(7)	公共施設等の提供（空き施設を地域交流や子育て支援につなげる取組）	35
2	Q & A	36
3	困ったときの～トラブルシューティング～	44

## 参考資料

48

●	協働事業の形態別手続きに係る資料	49
	【後援・参考】県民活動の推進を目的とする行事等の後援に関する要領	55
●	用語集	59
●	千葉県協働推進マニュアル改訂履歴	64

## マニュアルを読む前に

本書で使用している言葉の定義等について説明します。

### 協働

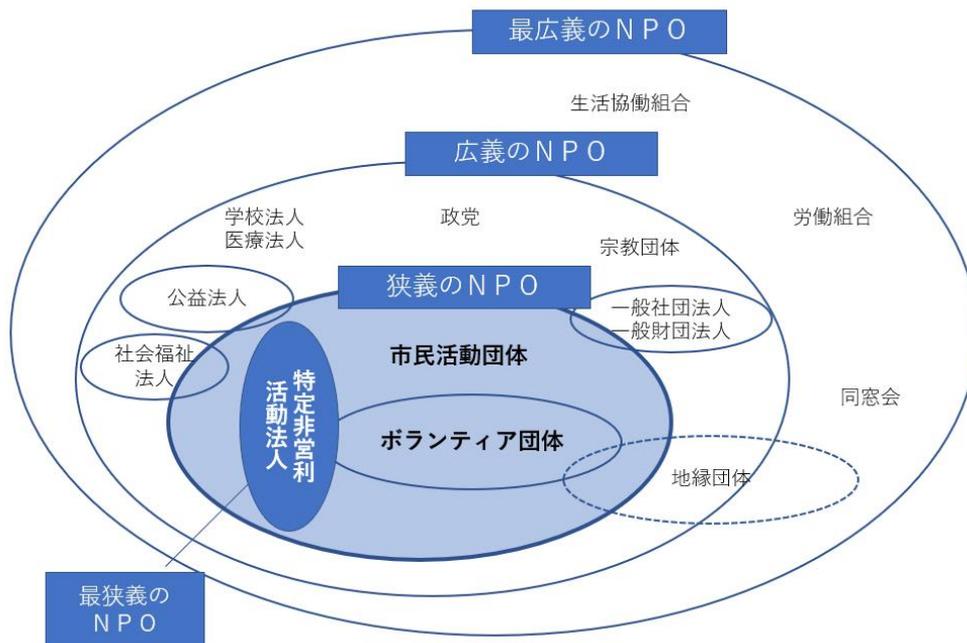
「協働」という言葉は、広い概念で使われていることもありますが、本書では、『対等な二者以上の主体の間で、それぞれの特性や強みを活かし、連携（目的や役割を共有するなど）して課題の解決に取り組むこと』と定義しています。

### 市民活動団体(NPO)

福祉、まちづくり、環境など様々な分野で社会貢献活動を行う団体（法人格の有無は問わない。）であり、「Non-Profit Organization：非営利団体」の略語である「NPO」という名称で広く知られています。

※本書では、主に下図の「②狭義のNPO」にあたる

- ・特定非営利活動法人（通称NPO法人）
- ・ボランティア団体など法人格を持たずに社会貢献を行う任意団体を対象としており、「市民活動団体」または「団体」と表記します。



### 千葉県県民活動推進計画

本書では「推進計画」と表記しています。

県民が自発的に地域に存在する様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動、すなわち「県民活動※」の推進を図るために策定しており、定期的に見直しを行っています。

「誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域みんなの力で未来を切り開く千葉県」を目指し、地域社会のあり方や県行政として取り組むべき方向性等を定めています。

※より一般的な用語として「市民活動」があります。この「市民」は特定の市に居住する住民という意味ではなく、社会的存在としての個人を意味します。市民活動に関して都道府県域を意識した用語が「県民活動」です。